

第 27 回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 1 月 6 日 (火) 午後 2 時 50 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後2時50分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、明けましておめでとうございます。また今年も忙しくなると思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日の議事に入ります。

まず、税理士作成資料について。

令和7年12月26日付、「大刀洗マルシェかてて」検討結果（令和3年から令和6年度までの分）について、佐藤税理士より頂きましたので、配付いたします。内容についての資料も添付しております。

(資料配付)

○古賀世章委員長 それでは、前回全員協議会で白根副委員長のほうから簡単に御報告願いましたけど、今回は読み上げていただきたいと思います。資料をご覧ください。それでは、副委員長、お願いします。

○白根美穂副委員長 「大刀洗マルシェかてて」検討結果（令和3年から6年度）

1、現状・問題点等。

(1) 事業主体が曖昧。

役場職員が、公費を使用し、勤務時間内外に事業を行い、現金・預金を管理している。

代表者等の定めがなく、預金上は役場職員が代表者として預金口座を開設している。

(2) 多岐にわたる営利事業を行っている。

マルシェ営業だけでなく、ふるさと納税・ベビーギフト代行、海外取引、一般職員等に対する物品販売等。

(3) 利益計算、利益処分、手続。

各年度ごとに月別収支内訳表等が作成されているが、年度により作成方法が異なっており一貫性がない。

営利事業を行う場合に必要な帳簿が作成されていない。また、記帳のもととなる証憑類の保存状況も悪い。

利益は一般会計へ繰り入れているが、利益計算自体不透明な部分が多く、繰入額も任意の金額となっている。

納税申告等の手続は全くなされていない。

2、書類検討。

(1) 記帳。

総勘定元帳はもとより、現金出納帳等の各種補助簿も一切作成されていない。

(2) 証憑類の保存。

「かてて」作成の証憑（控）、受領証憑（領収書等）とも保存状況が悪く、正確な収支計算ができない。

生産者ごとの帳票が作成されていないため、個別の月別・年間取引金額は不明である。

(3) 上記のとおり記帳、原始記録等保存がないため、保存された書類をもとに検討せざるを得なかった。

3、書類検討結果。

(1) 利益計算。

令和3年から6年度の収支内容を検討したが、実額による把握は、次の理由により困難であった。

イ、全ての事業者に課せられている記帳義務を無視した事業活動を行っている。

ロ、令和6年度については決算書を、他の年度については一般会計雑入計算表を作成して、各年度の収支計算をしているものの、根拠となる帳票類の作成・保存がない。

ハ、各年度ごとに集計表等が作成されているが、年度により、また年度途中で作成方法が異なるなど一貫性がなく、継続性も見られない。

ニ、各年度ごとの集計表等は、現預金の入出金をもとに作成されており、期末に発生主義（経理の基本）へ修正した痕跡は見られるが、修正内容が不明である。また、一部重複するなど正確性が見られない。

ホ、現金主義にて計上しているため、支払手数料等の相殺取引、現場経費分が売上げに反映しておらず、売上計上漏れとなっている。

ヘ、売上集計表が数種類存在する令和3年度の内容を比較すると、それぞれの集計表に記載の売上金額が相違しており、信憑性が非常に低い。

(2) 年度別損益。

イ、令和6年度。

売上金額については、各種支払手数料額が収入・支出ともに加算されておらず、実際の売上金額はさらに増加する。

ロ、令和5年度。

令和6年度と同様。

ハ、令和4年度。

令和4年度以前については、枝豆収穫祭の収入・支出が「かてて」の収支に組み込まれている。

主に、ふるさと納税の返礼品と思われるイチゴの売上げが、仕入れ（支払い）金額より見て、全額計上されていないようである。令和3年度とまたがっている。

二、令和3年度。

数種類存在する集計表から見て、一般会計等雑入計算表計上の売上金額には、枝豆収穫祭ブルゾン販売・ハンドメイドフェス売上げ等が除外されていると思われる。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様には何か御意見等があればお願いをいたします。いかがですか。よろしいですか。それでは、平山委員。

○平山賢治委員 さすがは専門の先生だなということで、我々が数か月かかっても分からなかったことを的確に分析なさって、推計までしていただいて、本当にありがたいことだと思います。

あと結局、どれだけの差異が出てくるのかというのは、また詳細については御教示いただけると思いますので、それに基づいて報告書の作成に当たりたいと思います。

特に、これまでの証言の経過なども考えておきますと、各年度によって入っていたり入っていなかったり、それによって大きく売上げが変わったりするんですけど、同じ事業でも年度によって入っていたり入っていなかったりする。いろいろ何だろうかと考えた場合に、一つは、村田証人が証言の際に「かてて」は売上げが1,000万円を超えないので、納税は不要であるという旨の証言を行ったと記憶しております。インボイスを取っている以上、それ自体が間違いなんでしょうけども、1,000万円を超えていないという証言も、それは正しいのかというのが一つこの中から出てきました。これまでの資料をめぐっておりますと1,000万円を超えている額、年度があるんですよ。これを委員長の許可を得て配付していただきたいと思うんですけど。

○古賀世章委員長 では、許可します。

(資料配付)

○古賀世章委員長 よろしいですか。配付が終わりました。

○平山賢治委員 百条調査権に基づいて町が提出した資料によりますと、令和4年度については、収入が1,000万円を超えてございます。

仮にインボイス事業者じゃなかったとしても、1,000万円を超えると自動的に課税業者になりますので、翌々年度には消費税の課税義務業者というふうになりますので、まず証言自体が、1,000万円を超えていないという証言自体が、この町が提出した資料からすると、これは勘違いではなくて、もしかすると虚偽の証言になるのかもしれないし、そうするとこれは税法にも引っかかってくることになります。

それで、一つ思ったのが、年度によって売上げ、枝豆が入ったり入ってなかったり。税理士の先生がおっしゃっている、売上げがイチゴが入ったり入ってなかったり、枝豆が入ってなかったり、これは、もしかして1,000万円を超えそうだから入れなかったりという、それぐらい

雑なことをやっている可能性はあるのかなと思います。

だから、そういう点でいうと、例えば1,000万円を超えたら消費税がかかるから売上げに上げないでおこうというのは、極めて悪質な脱税行為になりますよね。一般の国民がこんなことをやったら大変叱られますよね。刑事罰が科されるかもしれません。実際に売上げが1,000万円を超えているのであれば、それを1,000万円以下に見せかけて脱税をしたということになれば、これは立派な税法違反ということになりますので、そこを少し詰める必要があるのかなと思います。

今のところ以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほか、どなたか御意見等があればお願いをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 やはり、税理士さんが見立てのとおり、「かてて」は営利事業団体というふうに位置づけられるということになるかと思imasので、やはりここは納税の申告の手続はしなければいけなかったのではないかと思います。

また、地方公共団体が長年にわたり、営利事業を行っていることは問題かと思われmas。

このことにつきましても、ずさんとかいうような一言で済まされないようなものではないかと思われmas。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、どなたか御意見等があればお願いをいたします。よろしいですか。

この件につきましては、以上で終わります。

続きまして、全員協議会での職員の処分に関する報告についてでございます。

午前中に御報告がありましたように、全協での職員の処分に関する報告についてでございますが、本日先ほど終了した全員協議会の中で、総務課長のほうから、職員の処分についてということで報告がありました。この結果を出せたことは百条委員会の地道な調査が大きな成果をもたらしたと言えるかと思imas。

私ども百条委員会では、当初から佐々木氏の処分については疑義があり、調査特別委員会の調査事項として上げてまいりましたが、やはり前回の処分では済まなかったようでございます。

このことにつきまして、委員の皆さん、何か御意見等があればお願いをいたします。

河野議員。

○河野政之委員 処分については、やっぱり町長のほうでされるから、それに我々がとやかく言うものではないと思imasので。それは重たいか軽いかというのが、私もちょっと軽いのかなとは思imasけど、口出されないということですけど、やっぱりこうなった原因、それをもう少し上の人の処分というんですかね。今日、平山議員が総務課長に質問されたように、結局改案した松元課長ですかね、あの人たちの問題とか、また町長は自分たちの処分をどう考えているか。

それから、やっぱり柴田教育長が処分については前にも後にもないということで処分されたんですけど、今回、百条委員会で調査してこういう結果になって処分がされたということは、そのときに柴田教育長も何かあれば自分も腹は決めているというお話もされてますので、処分するのがいいとか悪いじゃなくて、もう少し佐々木さんだけじゃなくて、やっぱり上の管理職トップ、町長にもこれは大きな問題があるのではないかなと、そういうふうに私は感じております。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほか、どなたか御意見があればお願いをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 今ガバナンスを担当しております。河野委員もおっしゃったように、町の中核における管理職が、継続的に、こういう不正な行為をできた、継続してできたことは、一体何が原因なのか、この行政組織の。全くガバナンスが機能していないのではないかとこのところを、やはり我々百条としては明らかにしていく、厳しく指摘する必要があると思います。もちろん管理監督者が今後どういう処分を自分たちに科すかというところは、よく見ていきたいと思えますし。

それと、私は当然こういう、先ほど委員長もおっしゃったように、町長や教育長は一昨年12月議会でゼロ回答をなされた。しかもその理由が、本人がやってないと言っているから調査しないんだと言った。それで多くの議員が、この人たちは期待できないということで百条の立ち上げに至って、百条が相応の膨大な時間と手間をかけて当該課長の不正を暴いていった。それで、町長はもう逃げられなくなって処分をせざるを得なかったというのが客観的事実です。これを町長は言うべきですよ、町に。私はこういう答弁したけど、議会がお調べになったら出てきましたので処分しましたって、すいませんと言わないといけない。ただ言わないでしょうね。

だから、我々の調査の中での報告書の中で、しっかりこういうガバナンスの問題は追及していないといけないと思っています。

そのガバナンスの重大な部分として何度も言っていますが、いわゆる末端の職員とか平職員が何か組織の端っこでやったということではなくて、いわゆる町の中核にいる幹部職員数名が関与して、これらの不正、文書偽造や決裁文書改変というものが、その数名というか、その中核におるところで行われていて、決裁文書の改変については、まだ何の対応も処分もされていないという。まだまだやっぱりこの行政組織というのが、いかに不正常かというのが、今回本日の全協でもよく分かったと思えますので、百条でも調査で明らかにするとともに、今後も議会としても、正していかななくてはならないと。

今回処分を受けた人物、この人物はとりわけ出張が多いと。海外も含めて。海外の出張、それから農政の出張、人権同和の出張がよく分からないですけど、いろんな出張がある。これに対して、出張命令者も何か疑義を唱えていたような話を聞きますけれども、とにもかくにも出張が多いということと、もう一つは、町長命令で、この人物を幹部職員を対象とする自治大学校に派遣

して長期間にわたって研修を受けさせている。この研修費も安くはないんですよ。何の意図をもってこのような人物を少なくない予算をかけて何のために受講させておるのか。さらには、研修所で当該人物は実際に講師も勤めていると、他市町村の職員に対して。何を研修させているのかという疑義が生じてまいります。こういう資質自体も妥当なのか。

町長は何をもって、このような人物にこういうことをさせておるのかという問題も厳しく問われるべき問題だと思っています。

よかったら、委員長にお渡しをしておきますので、お含みおきいただければと思います。

○古賀世章委員長 配付許可します。配付してください。

(資料配付)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

平山委員、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○平山賢治委員 処分を受けた職員については、書いてあるとおりでございます。これだけの費用をかけて研修させておきながら、このような処分を受けていると。さらに降格と。この研修の目的効果が一体何だったのか、正当な支出であるのか、また、これを命じた町長には資質の責任はないのかということも含めて、厳しく問われるべき問題ではなかろうかと思っています。

それから、2つ目は、先ほど申し上げた、これも重大な問題だと思うんです。内規の変更、内規の改変。内規改変の担当者は、いやもう分かりやすくしたものでございますというけど、実際に当該課長は内規の改変を根拠に宿泊証明書を添付していないわけですから、明快に宿泊証明書、証拠書類を不要とする改変が決裁もなしに行われた。これもまた重大な問題だろうと思っています。

3つ目は、こともあろうにこのような不正を行う人物が、講師として研修を行っている。これも一つ今回ガバナンスの問題で大事なものは、多くの職員の方は誠実に仕事をしていると思うんですけど、そういう中枢における幹部職員が、違法な適正でない事務を行うことによって、それが当たり前なのだと、法律を守らなくてもいいんだと、お金はざるでもいいんだと、どんぶり勘定でもいいんだということが、町の行政全体に広がるのが一番問題であります。

この正常化のために一刻も早く、誠実な職員には真っ当な研修を受けさせて、一つ正常化を図っていく必要があると思うと同時に、このような人物に研修をさせて何をしゃべらせて、一体どのような影響を与えたのか、それも任命者である町長は、責任を持って説明すべきだと思います。

2枚目はお示しのとおりでございます。少ないのはコロナのところですか。コロナ以外のところはかなり6桁ぐらいでやっつけらっしゃると思います。

当該職員の出張旅費でございます。平成29年が41万8,760円、平成30年が61万8,090円、令和元年が37万5,130円、令和2年、令和3年、令和4年ぐらいがコロナでございますが、令和2年が7万580円、令和3年7万7,450円、令和4年3万7,560円、令和5年からまた1桁増えまして31万

2,570円、令和6年が11月までの提出分では17万9,100円ということで、これまで提出していただいた出張旅費の総額ということで、これだけ積み上がっているという状況でございます。

もう一つ、ガバナンスの点から言いますと、こういう海外へのお出張、東京等方面へのお出張も、一部の職員に非常に偏っているというふうな傾向は見て取れるかと思えます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

そのほか、どなたか御意見等があればお願いをいたします。よろしいですか。

最終報告書には、百条委員会の成果といたしまして、懲罰委員会の開催を促すことができたこと、処分内容にはさらに疑義が生じていることなどを、委員間で議論の上、対応を図っていきたいというふうに考えております。

この件につきましては、以上で終わります。

その他でございます。

次に、その他についてでございますが、何かございませんでしょうか。御意見があればお願いをいたします。よろしいですか。

事務局のほうから何かありますか。どうぞ、局長。

○山田恭恵議会事務局 事務局からです。

本日、全協で百条委員会の委員長報告していただいておりますが、質問も受けるような場が全協でも必要ということ、議長より、日程を設定していただいたらいいのかなと思えます。以上です。

○古賀世章委員長 どうぞ、議長。

○高橋直也議長 今1か月に1回ある定例全員協議会で、百条委員会からの報告をしておりますけども、あくまでも報告だけで、質問等を受けていないと思うんです。

例えば、今までの総括的な質疑応答を踏まえた全協を一回どこかでやっていただくと、ほかの議員の皆様にも情報共有がしっかりと伝わるんじゃないかなと思っておりますので、委員長、どこかで百条委員会を中心とした全員協議会を開きたいと思っておりますので、日程調整のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○古賀世章委員長 はい、分かりました。

そのほかで何かございませんでしょうか。御意見があればお願いをいたします。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、ないようでございますので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後3時30分閉会)